

## 登録研修機関の登録手続きについて（第3号研修）

### 1 喀痰吸引等研修をするには

喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施するには、事業所が所在する都道府県から登録研修機関としての登録を受ける必要があります。

### 2 研修課程について

- ・研修課程は修得する医療的ケアに応じて、下表のとおり3つの類型に分けられています。
- ・登録研修機関では、3類型全ての研修を実施することも、1類型の研修のみを実施することも可能です。（第3号研修のみの登録も可能です。）

研修課程	対象者	認定する特定行為（実施できる行為）
第1号研修	不特定多数の者	喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養
第2号研修		以下のうち、実地研修を修了したもの 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養
第3号研修	特定の者	以下のうち、特定の者に対して実地研修を修了したもの 喀痰吸引：口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養

### 3 具体的な研修内容

研修課程	基本研修 (講義)	基本研修 (演習)	実地研修
第1号研修	50時間	○喀痰吸引 ・口腔内：5回以上 ・鼻腔内：5回以上 ・気管カニューレ内部：5回以上	○喀痰吸引 ・口腔内：10回以上 ・鼻腔内：20回以上 ・気管カニューレ内部：20回以上  ○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう：20回以上 ・経鼻経管栄養：20回以上
第2号研修		○経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう：5回以上 ・経鼻経管栄養：5回以上  ○救急蘇生法 1回以上	
第3号研修	8時間	1時間	指導看護師等の評価により、受講者が知識及び技能を修得したと認められるまで実施

※第1号・第2号研修は長寿社会課、第3号研修は障害福祉課が所管しています。

第1号・第2号研修の登録研修機関の登録申請については、長寿社会課へお問い合わせください。

（秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班 TEL 018-860-1363）

#### 4 登録基準（法附則第8条、省令附則第11条）

- (1) 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務科目について研修を実施すること
- (2) 喀痰吸引等に関する実務科目の講師は、医師・保健師・助産師・看護師とすること
- (3) 研修業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして以下の基準に適合するものであること
- ①講師の数は、受講者の人数を勘案して十分な数を確保すること  
→研修の実施においては、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう必要な講師数を確保すること
- ②研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること  
→研修に必要な機械器具、模型等の品名及び数量等については、下記の「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」を参照すること

##### 「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし分解数は問わない。 (第3号研修のみを実施する登録研修機関を除く。)

※備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること

- ③研修業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること  
→経理の基礎として以下の事項について留意すること
- ・当該研修の経理が他と区分して整理されていること
  - ・会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること
  - ・料金については適当な額とすること
  - ・料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと
- ④講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること  
→演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと
- ⑤研修課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、研修業務を廃止するまで保存すること  
→研修修了者一覧表により研修修了状況を管理するとともに、基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても、当該研修修了者一覧表において管理すること

- ⑥研修課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に（年1回以上）秋田県知事に提出すること。  
（実施要綱 別紙2「喀痰吸引等研修実施結果報告書」）

## 5 研修実施基準

登録研修機関は、公正に、かつ、登録基準（4を参照）及び以下の実施基準に適合する方法により研修を行わなければなりません。

### （1）実施基準

研修の内容は、3の各カリキュラムの時間数や回数以上であること。

- ・登録研修機関において、当該規定の内容以上の基準を設けて研修を行う場合には、「業務規程」に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。
- ・演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。

### （2）研修段階毎の修得審査

研修に係る講義、演習及び実地研修（以下「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

なお、登録研修機関においては、当該研修の実施及び習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」を整備すること。

- ・第1号・第2号研修については、基本研修の（1）講義修了段階、（2）演習修了段階、（3）実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。
- ・第3号研修については、（1）基本研修（講義及び演習）の修了段階、（2）実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

※具体的な研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発第0330第43号）に基づき実施すること。

### （3）修了証明書の交付

前号の審査により講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、研修を修了したことを証する書類を交付すること。

- ・研修を修了したことを証する書類については、登録研修機関の長名により、研修修了者に対し修了証明の交付を行うものとする。

### （4）研修の一部履修免除

当該研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

①第1号・第2号研修

- ア 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者  
⇒（履修の範囲）基本研修
- イ 介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者  
⇒（履修の範囲）基本研修及び実地研修
- ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者  
⇒（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- エ 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者  
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修  
（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
- オ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者  
⇒（履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

②第3号研修

- ア 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者  
⇒（履修の範囲）基本研修
- イ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）  
⇒（履修の範囲）基本研修
- ウ 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者  
⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- エ 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者  
⇒（履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に

関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

オ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日 医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

⇒（履修の範囲）基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）

カ 第3号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場合

⇒（履修の範囲）基本研修（※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい。）

#### （5）実地研修の実施先

実地研修の実施先については、登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。

## 6 研修実施にあたっての留意点

### （1）研修の講師

・喀痰吸引等が医行為であるので、当該研修のうち実務に関する科目についての講師は医療従事者に限定されます。

なお、第3号研修においては、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能です。

・以下の指導者研修を修了した者が、研修課程に応じて講師となる必要があります。

ただし、以下の指導者研修修了者に相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師はこの限りではありません。

ア 第1号・第2号研修の課程による研修

a 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成22年老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

b 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成23年8月24日 老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

c 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

イ 第3号研修の課程による研修

「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」

(平成23年9月14日障発0914第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  
に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師

(2) 研修の委託等

研修については、実地研修について、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関への委託及び外部講師の招聘は可能です。

ただし、基本研修及び実地研修の全てを委託することは認めません。一部を委託する場合は、研修の具体的な実施方法を示す必要があります。(別途実施機関承諾書が必要です。)

講師について雇用関係は必要とせず、研修の実施に支障がなければ常勤・非常勤等の採用形態についても問いませんが、賃金の支払いや講師としての業務従事に一定程度の責任を担ってもらうため、登録研修機関と講師との間において、契約や取り決めを行う必要があります。

(3) 登録研修機関における研修の実施においては、当該研修機関の自社職員のみに対する研修とならないよう、公正中立な立場で研修を実施しなければなりません。

ただし、結果としてそうなることまでを規制するものではありません。

## 7 登録申請に必要な書類

面談による事前相談・書類確認を行いますので、電話で予約の上、来庁してください。

申請にあたっては、以下の書類を事業開始予定日の1ヶ月前までに提出してください。

- ①様式12-1 登録研修機関登録申請書
- ②様式12-2 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書
- ③様式12-3 登録研修機関登録適合書類
- ④【申請者が法人の場合】法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
【申請者が個人の場合】住民票の写し
- ⑤登録基準に適合することを証する書類(※1)
- ⑥業務規程(※2)
- ⑦実地研修の一部を委託する場合は、当該研修機関に係る資料及び実施機関承諾書
- ⑧研修修了証明書(様式)

※1 登録基準に適合することを証する書類

		適合要件	添付する書類
1	研修内容	喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について講習を行うこと	カリキュラム表
2	講師の要件	喀痰吸引等に関する実務に関する科目の講師は、医師、看護師、保健師、助産師の資格を保有していること	講師履歴書 免許証の写し
3①	研修の実施内容	受講者数の数を勘案した十分な数の講師が確保されていること	講師一覧表

3②	研修に必要な機械用具、図書その他の設備を有すること	備品一覧表 図書目録
3③	研修業務を適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること	予算書類 財務計画 等
3④	講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること	講師履歴書 講師一覧表
3⑤	研修修了者名簿を作成し、業務廃止まで保管すること	研修修了者管理簿
3⑥	課程ごとの研修修了者一覧表を定期的に都道府県に提出すること	実施計画報告書

※その他関連する資料があれば提出のこと

※1及び3①については、内容を業務規程に盛り込むこと

※図書目録は喀痰吸引等研修に関するもののみで可

## ※2 業務規程

- (1) 登録研修機関は、研修業務に関する規程を定め、研修業務の開始前に県知事に届け出なければなりません。変更しようとするときも同様です。
- (2) 業務規程は当該登録研修機関内への掲示、当該登録研修機関で実施される研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるように努めなければなりません。
- (3) 業務規程の記載内容については、次に掲げる項目を参考にして作成してください。

### 【必須項目】

- ①受付方法、実施場所、実施時期、実施体制、その他実施方法に関する事項
- ②安全管理のための体制に関する事項
- ③料金に関する事項
- ④業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ⑤業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
- ⑥その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項
  - ・開講目的
  - ・研修事業の名称
  - ・実施する研修課程
  - ・研修講師氏名一覧
  - ・実地研修実施先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合に限る）
  - ・研修修了の認定方法
  - ・受講資格

### 【参考】

年間実施計画、受講定員、受講生の募集方法、研修修了者に対する修了証書等、使用する研修テキスト、遅刻・早退・欠席の取扱い、補講の方法及び取扱い、受講中の事故等についての対

応、賠償保険契約の加入有無、受講の取消し、解約条件及び返金の有無、研修責任者氏名・所属・役職、研修受講に関する苦情窓口・連絡先 等

- (4) 登録研修機関における喀痰吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法等に関する定めについては、その公平性に留意してください。

## 8 その他の手続き

- (1) 登録申請した内容に変更が生じた場合

次の事項を変更しようとするときは、あらかじめ、「様式14-2 登録研修機関変更登録届出書」を提出してください。

- ・氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） ・住所（法人の場合は、法人の所在地）
- ・事業所の名称 ・事業所の所在地 ・法人の寄附行為又は定款 ・講師 ・講習カリキュラム
- ・講習で使用する施設 ・実地研修施設・設備 ・実地研修実施施設責任者

- (2) 業務規程の内容を変更する場合

業務規程の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「様式15 登録研修機関業務規程変更届出書」を提出してください。

- (3) 登録研修機関を休止又は廃止したい場合

登録研修機関を休止又は廃止しようとするときは、業務を休止又は廃止する日の1ヶ月前までに、「様式16 登録研修機関休廃止届出書」を提出してください。

- (4) 登録の更新

登録研修機関は5年ごとに更新申請を行う必要がありますので、以下の書類を提出してください。なお、更新を受けなかった場合は、5年間の経過により効力を失います。

- ①様式14-1 登録研修機関登録更新申請書
- ②様式12-2 社会福祉士及び介護福祉士法附則第7条の規定に該当しない旨の誓約書
- ③様式12-3 登録研修機関登録適合書類
- ④様式12-3に記載した該当書類の写し